

「導水路はいらない！ 愛知の会」ミニ通信

No.19 (2014. 7. 5)

暑中お見舞い申し上げます

愛知県知事らを被告に2009年6月、～木曾川水系連絡導水路事業の中止！～を求めて名地裁へ提訴の「導水路」裁判(3月20日結審)は、皆さまご支援のなか判決言渡しを迎えるばかりです。

裁判の争点は、① 新規利水の供給、② 流水の正常な機能の維持等、事業目的の必要性が客観的に認められるか否かです。結審の書面やり取りで、原告(住民)側は① フルプラン(及び県需要想定)は実績と乖離。② 河川維持流量(ヤマトシジミ)50 m³/s は根拠なし 等、科学的根拠に基づき「否」と主張しました。

一方、「撤退など考えたこともない」被告(愛知県)側は、どうでもいいような「フルプラン」等の手続と内容の説明ばかりでした。

判決日、裁判所は原告側が開陳の「事実」から目を反らすことなく正面から向き合って真摯に判断しているか、チェックしましょう。

—ムダにムダを重ねる徳山ダム導水路に公金を遣うな—

◇お願い 「導水路」中止裁判・判決にご参加を!

- ◆日時/場所 7月24日(木)10:00～ 地裁・1号大法廷
(9:30～裁判所正面で事前集会→入廷行進)
判決言渡し→弁護士会館・3階小委員会室へ移動
- ◆報告集会 *弁護団による判決文解説と声明文発表
*マスコミ関係者との質疑・意見交流

お知らせ 2014 総会&記念講演(8/3・日・Pm2～東別院会館)